

～ 産業廃棄物の自社保管に関する届出制の創設～

平成23年4月1日から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行」により、

建設工事に伴う産業廃棄物を

事業場の外に保管

する場合は届け出が必要となります。

排出事業者は、建設工事に伴い生じる産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管(保管の面積が300m²以上の場所で行うものに限る。)を行おうとするときは、あらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。

(法第12条第3項、第12条の2第3項等)

違反した者には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

留意事項

保管届出場所における産業廃棄物の保管については、**産業廃棄物処理基準**が適用されます。

届け出た事項を変更しようとするときは、事前の届け出が必要となります。また、保管をやめたときは、**30日以内**に届け出る必要があります。

特別管理産業廃棄物についても同様の保管届出制が創設されました。

施行日時点(平成23年4月1日)で行われている保管については、**6月30日までに**都道府県知事に届け出る必要があります。

問い合わせ先

〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1番1号

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 廃棄物指導担当

電話077-528-3474(直通) FAX077-528-4845 E-mail:df00@pref.shiga.lg.jp